

電子契約導入に係る 契約事務について

(物品・役務)

浜田市 総務部契約管理課

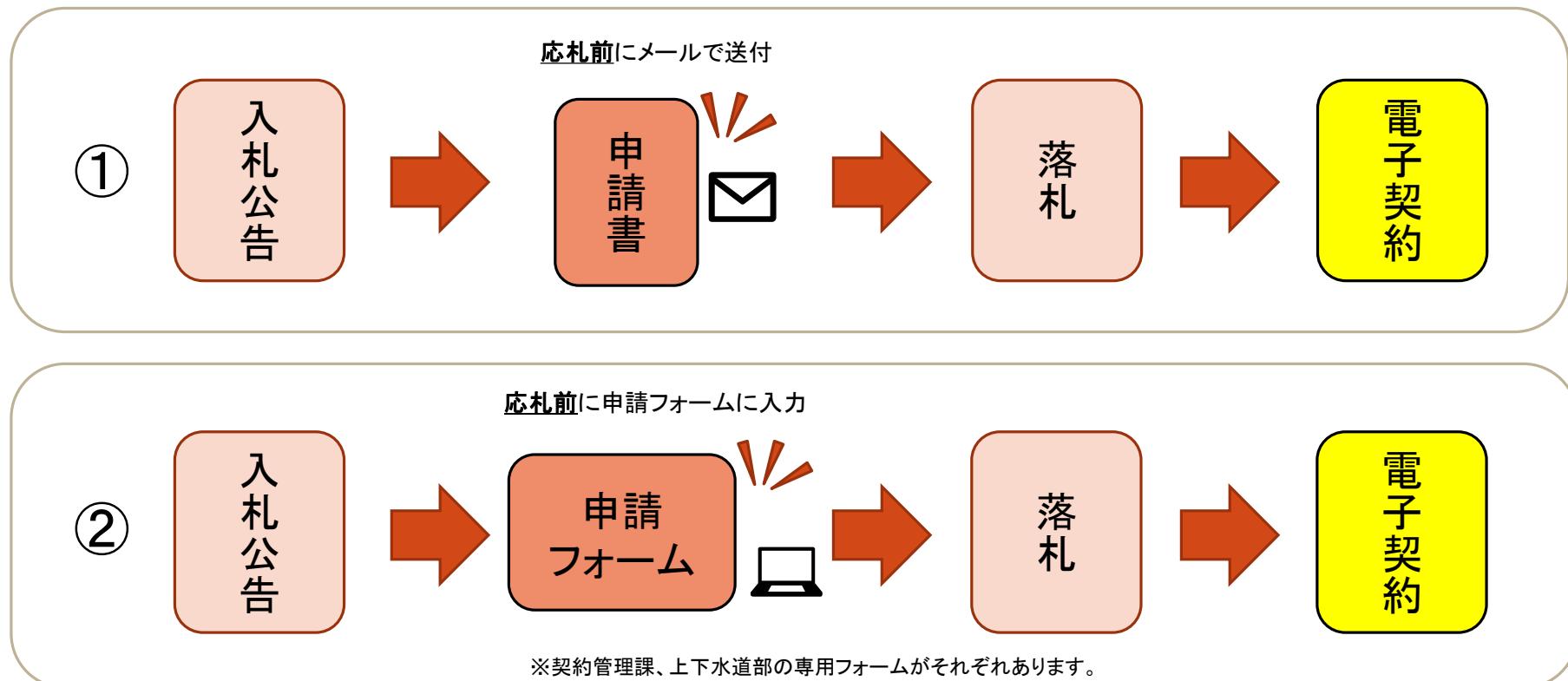
上下水道部水道管理課

1 電子契約利用申請書の提出について

(1) 入札案件

電子契約利用申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を入力し、応札前にWord形式のまま、メールで契約管理課又は水道管理課に送付してください。

また、応札前に電子契約利用申請フォーム(以下「申請フォーム」という。)による申請も可能です。



① 電子契約利用申請書

別記様式（第7条関係）

記入例

電子契約利用申請書

令和7年10月1日

浜田市長 殿

浜田市殿町1番地

株式会社〇〇

代表取締役 浜田 太郎

以下案件の契約締結について、電子契約の利用を以下のとおり申請します。

当該案件の電子契約の締結について、契約締結確認者として、
貴社において、当該契約締結の決裁権を有する方をご入力ください。

案件名称	〇〇物品購入
電子契約利用	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（以下記載不要）
契約締結確認者 (必須)	氏名: 浜田 太郎 役職: 代表取締役 メールアドレス: taro@***.***.jp
契約事務担当者 (任意)	氏名: 浜田 花子 役職: 事務担当 メールアドレス: Hanako@***.***.jp
署名時アクセスコード(必須)	123abc

*「契約締結確認者」は、当該契約締結の決裁権を有する方を指すものとします。

*本申請書に必要に応じてご入力ください。

法律第10条
ご入力がある場合、ご担当者様⇒契約締結確認者様の順でメールが届きます。

的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

*署名時アクセスコードは、半角英数記号6字まで指定可能です。

(利用可能記号: !?@#\$%^&*~-_,.:;<=>|()[]{}/)

*本利用申請書は契約の都度提出してください（変更契約の場合も含む。）。

*この申請書をメールで提出する場合は、Word形式のまま送付してください。

② 電子契約利用申請フォーム

入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

【契約管理課発注用】浜田市電子契約利用申請フォーム

浜田市と電子契約による契約を希望される場合は、以下の内容を入力し、送信してください。

なお、工事請負契約においては、この申請をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

※このフォームは、【契約管理課発注用】です。【上下水道部発注用】は、こちらの専用フォームをご利用ください。

Q1. 電子契約の利用意向

電子契約（立会人型電子署名サービスを利用した契約）による締結を希望する場合は、以下を選択してください。

- 電子契約による契約を希望する
- 電子契約による契約を希望しない

Q2. 案件（工事）名を入力してください。

市道〇〇線舗装補修工事

0 / 60000

Q3. 受注事業者数を選択してください。

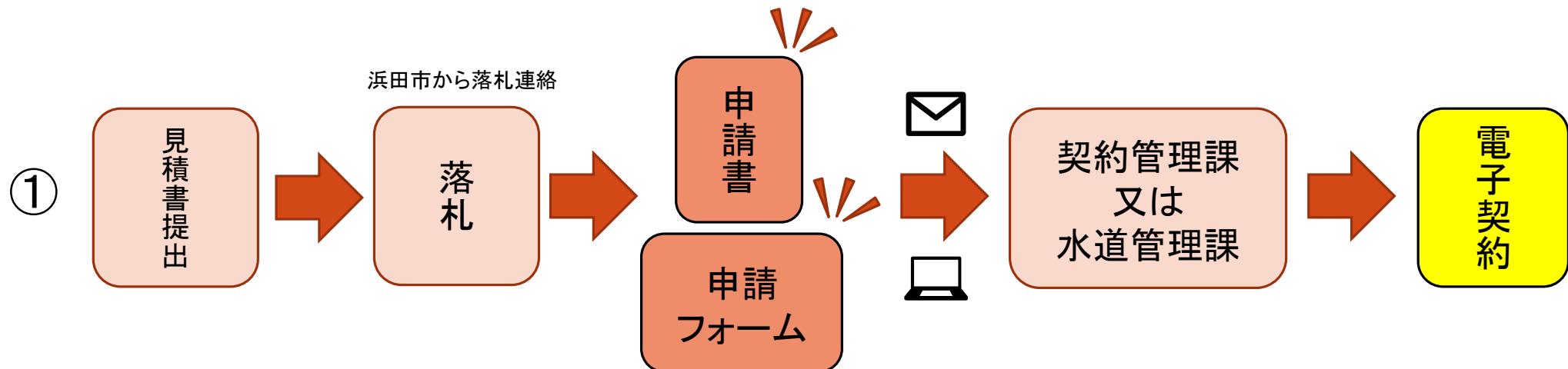
3者契約など複数事業者で契約が必要な場合は、「2者以上」、共同企業体の場合は、「共同企業体」を選択してください。

- 1者（例：浜田市とA社が契約）
- 2者以上（例：浜田市とA社とB社が契約）
- 共同企業体（例：浜田市と共同企業体が契約）

(2) 見積合わせ

落札者になった方で、電子契約を希望する場合は、申請書に必要事項を入力し、次頁のメールアドレスに送付してください。また、申請フォームによる申請も可能です。

※電子メールで送付する際には、標題に必ず『案件名(業務名)』を入力してください。



なお、見積書提出時に「見積書(兼電子契約利用申請書)」の提出をもって申請することも可能です。



② 見積書兼電子契約利用申請書

物品役務・工事コンサル共通様式

見 積 書 (兼電子契約利用申請書)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(税抜き)

案件名

位 置 浜田市

上記のとおり、浜田市契約規則、入札執行要領、その他別冊図書及び仕様書、現場等を承知の上、見積りします。

また、当該案件を落札した際は、電子契約による契約締結を希望するため、契約締結事務確認者の氏名及びメールアドレスを以下に記載し、申請します。

なお、建設工事請負契約においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

契約締結 確認者 (必須)	氏 名	
	役 職	
	メールアドレス	
契約事務 担当者 (任意)	氏 名	
	役 職	
	メールアドレス	
署名時アクセスコード (必須) ※		

年 月 日

浜田市長 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏名
担 当 者
電 話 番 号

※見積書(兼電子契約利用申請書)を電子メールで送付する場合は、PDF形式で送付してください。

① 送付先メールアドレス

総務部契約管理課

keiyakudensi@city.hamada.lg.jp

上下水道部水道管理課

suidou-kanri@city.hamada.lg.jp

2 契約締結日について

これまでには、契約書に契約日を記入し、契約締結を行っていましたが、発注者及び受注者が契約を承認し、サービス提供事業者による電子署名及びタイムスタンプが電子契約書に付与された日を原則契約締結日とします。

※ 契約締結日(電子署名が完了した日)が契約日を越える場合は、発注担当課にご相談ください。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡してはならない。

(再委託の禁止)

第16条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

島根県浜田市殿町1番地

発注者
浜田市
浜田市長

島根県○○市○○町○○番地
○○○○
受注者
代表取締役

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

電子署名時に自動で
日付が記入されます。

島根県浜田市殿町1番地

発注者
浜田市
浜田市長

島根県○○市○○町○○番地

受注者
○○○○
代表取締役

3 その他

(1) 見積書の押印廃止について

令和7年10月1日以降に、浜田市に提出する見積書の押印を省略可能としています。廃止に当たっては、本人確認のため、必要に応じて担当者に連絡ができるよう、見積書又はメール本文に担当者の氏名、連絡先の記入をお願いします。

- ※ 押印のある見積書も引き続き受付可能です。
- ※ 見積書を電子メールで送付する場合は、PDF形式で送付してください。

年　月　日
浜田市長　　様
住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担　当　者
電　話　番　号

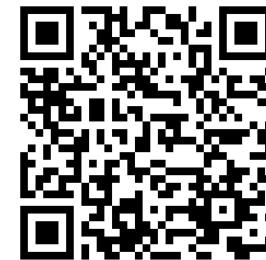
なお、入札書については、これまでどおり押印が必要ですので、ご注意ください。

(2) 様式等の掲載先について

① 電子契約利用申請書(見積書兼電子契約利用申請書)

産業・ビジネス>入札・契約>電子契約>電子契約の導入について

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1755748997142/index.html>



電子契約利用申請書

② 電子契約利用申請フォーム

契約管理課発注用(<https://logoform.jp/form/6gWK/1082108>)



契約管理課用発注用
二次元コード

上下水道部発注用(<https://logoform.jp/form/6gWK/1213301>)



上下水道部発注用
二次元コード

(3) よくある質問と回答

No.	質問	回答
1	電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
2	従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
3	「電子契約利用申請書」の様式はどこで入手できるか。	浜田市のホームページ「電子契約の導入について」にて、Word形式の様式がダウンロード可能です。
4	「電子契約利用申請書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	「電子契約利用申請書」は案件ごとに提出いただけます。なお、契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定して支障ありません。
5	「電子契約利用申請書」は、どのタイミングで提出するか。	<p>【入札案件】 (工事・コンサル) 応札時に工事費内訳書と併せて電子入札システムで提出してください。 (物品・役務) 応札前に電子メールにより提出してください。 また、応札前に申請フォームによる申請も可能です。</p> <p>【見積合わせ】 落札時に電子契約利用申請書又は申請フォームから申請してください。 また、「見積書（兼電子契約利用申請書）」の提出をもって申請することも可能です。</p>
6	複数のアドレスを指定した場合、契約事務担当者が確認→契約締結確認者の確認という形でフロー化されるのか。	お見込のとおりです。契約事務担当者による確認が完了すると、契約締結確認者に確認依頼メールが通知されます。
7	契約締結確認者と契約事務担当者を2名登録した場合、全員の確認が必要になるか。	お見込のとおりです。「電子契約利用申請書」に記載した全員の確認が必要です。なお、契約書には電子契約サービス上で確認処理を行った者全員の電子署名が付与されます。また、同一のメールアドレスは使用できませんので、2名分のメールアドレスをご準備ください。
8	契約締結確認者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）とするべきか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方を御記載ください。
9	将来は全面的に電子契約となるのか。	令和7年10月の導入は、工事（コンサル）請負契約を対象とし、令和7年12月1日から物品・役務（業務等）も対象とします。
10	契約金額等にかかわらず、電子契約の場合は収入印紙が不要か。	不要です。
11	(工事・コンサル) 着手届、管理技術者届、工程表等についても電子契約サービスで提出するか。	電子契約サービスでは、機能上契約後に提出いただく書類などを提出できないため、電子契約サービスでの提出は契約書のみとなり、その他書類は従来どおりの取扱いとなります。 なお、各種様式は、浜田市ホームページでダウンロード可能です。
12	署名前に契約書の内容に誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、電子契約サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。 内容を修正の上、改めて手続きを行います。
13	落札後、受注者側でも契約内容の精査が必要になると思われるが、契約の日付は事前に決められた日付になるのか。	電子契約の場合、発注者と受注者の双方の署名が完了した段階で、契約日が確定します。 契約予定日までに署名（承認）を行えるよう、契約管理課又は水道管理課と調整いただくこととなります。
14	変更契約（金額・工期等）でも電子契約は可能か。	変更契約についても、当初契約の同様のフローにて、電子契約が利用可能です。 なお、電子契約を利用するかどうかについては、改めて電子契約利用申請書の提出をもって確認させていただきます。
15	署名時に発注者、受注者の印影がないがよいか。	電子署名において、印影は見た目の問題であり、印影自体に法的効力はありません。電子契約の締結後、文書上に印影自体はありませんが、電子署名の情報、タイムスタンプ情報が付与されます。